

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	5	府省庁名 金融庁		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	特定口座の利便性向上			
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定口座は個人投資家の納税手続きの負担を軽減するために設けられた制度である。</p> <p>・特例措置の内容 個人投資家の市場への参加拡大を図る観点から、特定口座に関する利便性の向上に向けて、以下の措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①外国株式・外国籍公社債等について、特定口座間の移管を可能とすること</li><li>②出国口座で保有されている一定の公社債投資信託について、口座開設者の帰国後、特定口座への移管を可能とすること</li><li>③相互会社の株式会社化に伴い特別口座で管理されている上場株式等の株式分割等への対応をすること</li></ul>			
関係条文	地方税法附則第35条の2の4、地方税施行令附則第18条の4、租税特別措置法第37条の11の3、租税特別措置法施行令第25条の10の2、租税特別措置法施行規則第18条の11			
減収見込額	[初年度]	- ( - )	[平年度]	- ( - )
	[改正増減収額]	-		(単位:百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 個人投資家の市場への参加拡大を図る観点から、特定口座に関する利便性の向上に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定口座は、平成15年1月の制度開始以来11年半の間に、特定口座は約2,500万口座（平成26年6月末時点）となり、個人の有価証券投資のインフラとして定着している。 しかしながら、現在、外国株式・外国籍公社債等について、特定口座間の移管ができない等の不便な点が残されている。 特定口座の利便性を向上することにより、個人投資家の納税事務の負担を軽減し、個人投資家が投資しやすい環境の整備を図るものである。</p>			
本要望に対応する削減案	なし			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
	政策の達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新規要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	約 2500 万人 (平成 26 年 6 月末の特定口座数)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、個人投資家の納税事務の負担を軽減させるため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、個人投資家の納税事務の負担を軽減させ、簡素で分かりやすい制度とするものであり、妥当である。
	ページ	5—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>新規要望のため、該当せず。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>対象外</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>新規要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新規要望のため、該当せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>特定口座制度は平成 15 年 1 月より導入。</p>
<p>ページ</p>	<p>5—3</p>